

参考資料

1 環境目標の指標一覧

環境目標	指標	現状	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	市関連計画	市民	事業者	市	指標のねらい	指標設定の考え方
1	達成	☆環境まちづくり参加人数 (総人口比)	16.9% (2019年度)	維持								-	○	-	○	魅力ある環境イベント等の実施により、市民の環境まちづくりへの積極的な参加をめざす。	①③⑤
	個別	☆青空教室、出前講座の参加人数〔延べ〕	78,963人 (2020年度)	120,000人								-	○	-	○	出前講座の参加人数を表し、子どもたちが循環型社会や地球温暖化対策など環境に関心を持つきっかけづくりとし、次世代の環境市民の育成をめざす。	②③⑤
		☆自然環境の保全を行う市民団体などの会員数〔延べ 単年度〕	311人 (2016年度)	350人								第六次総合計画	○	-	○	市民や市民団体、市が連携し、誰もが参加できる環境保全活動の充実により、環境保全活動に取り組む人の増加をめざす。	②③⑤
		環境に配慮した事業所数〔延べ 単年度〕	145事業所 (2020年度)	増加								-	-	○	○	環境に関心を持つ事業所の増加と、それらの事業所と市の環境活動における連携をめざす。	②③
2	達成	温室効果ガス総排出量 (削減率)	2013年度比9.6% 減(2018年度)	2013年度比26%減(⇒46%※1,※2)								地球温暖化対策実行計画	○	○	○	市民・事業者・市が連携・協働し、温室効果ガス総排出量の削減をめざす。	①③⑤
	個別	☆民生家庭部門 温室効果ガス排出量(削減率)	2013年度比20% 減(2018年度)	2013年度比40%減(⇒66%※1,※2)								地球温暖化対策実行計画	○	○	○	省エネルギー対策など家庭での取組み意識を高めることにより、家庭生活から排出される温室効果ガスの削減をめざす。	①③⑤
		☆各世帯の1か月当たりの平均の電気使用量	2013年度比7.3% 減(2020年度)	2013年度比14%減(⇒さらなる削減※2)								地球温暖化対策実行計画	○	-	○	温室効果ガス排出量の削減に向けて、省エネルギー対策による家庭生活における電気使用量の削減をめざす。	②③⑤
		市役所エネルギー起源CO ₂ 排出量(公用車除く)(削減率)	2013年度比17.8% 減(2020年度)	2013年度比49%減								市役所地球温暖化対策行動指針	-	-	○	市が率先して省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入などを行い、二酸化炭素排出量の削減をめざす。	②③
		☆災害への備えをしている家庭の割合	50.5% (2016年度)	60.0%								第六次総合計画	○	-	○	家庭でできる災害への備え等の啓発により、災害に備える家庭の増加をめざす。	②③⑤
		☆熱中症の搬送人数	110人 (2020年度)	減少								-	○	-	○	暑さを避け、水分を取るなどの熱中症予防の推進により、熱中症の搬送数の減少をめざす。	②③⑤
		雨水流出抑制施設〔累計〕	53施設 (2020年度)	55施設								-	-	-	○	計画的に雨水流出抑制施設の設置を行い、大雨による浸水被害の軽減をめざす。	②③
3	達成	自然環境への満足度	36.1% (2016年度)	増加								第六次総合計画	○	○	○	自然環境保全活動の推進により、満足度の向上をめざす。	①③
	個別	市内全体の緑被率	40.6% (2020年度)	維持								緑の基本計画	○	○	○	森林、農地の保全や市街地における緑化の推進により、緑被率の維持をめざす。	①③
		☆自然環境保全活動推進員の委嘱人数(任期2年)〔延べ〕	226人 (2021年度)	350人								生物多様性地域戦略	○	-	○	自然環境保全活動推進員を養成し、活躍の場を提供することにより、自然環境の保全を推進するリーダーの増加をめざす。	②③⑤
		民有地緑化の箇所数を増やす(あいち森と緑づくり事業)	-	5箇所								緑の基本計画	○	○	○	あいち森と緑づくり事業(緑の街並み推進事業)を活用し、まちなかの緑の創出をめざす。	②③

環境 目標	指標	現状	年次										市関連計画	市民	事業者	市	指標のねらい	指標設定の 考え方
			2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030							
3	個別 ☆アダプト・プログラム参加団 体数	12団体 (2019年度)	15団体										緑の基本計画	○	○	○	公園の清掃や環境美化活動への市民や市民団体、事業者の参加を推進し、 緑のまちづくりの担い手の確保・育成をめざす。	②③⑤
	☆公園・緑地づくりのワーク ショップの実施数【累計】	-	10公園										緑の基本計画	○	-	○	公園や緑地の計画策定段階から市民が関わることにより、身近な公園・緑 地の活用をめざす。	②③⑤
4	達成 1人1日当たりごみ排出量	711g (2020年度)	660g										ごみ処理基本 計画	○	○	○	市民・事業者・市が連携・協働し、ごみの減量や資源化に取り組み、ごみ 排出量の削減をめざす。	①③
	個別 ☆1人1日当たり家庭系ごみ排 出量	531g (2020年度)	487g										ごみ処理基本 計画	○	-	○	ごみの分別や資源化の徹底により、家庭系ごみ排出量の削減をめざす。	②③⑤
	事業系ごみ排出量	20,483t (2020年度)	19,557t										ごみ処理基本 計画	-	○	○	事業者や市が紙ごみの削減や食品ロスを減らす「食べきりキャンペーン」 などの取組みにより、事業系ごみ排出量の削減をめざす。	②③
	☆ごみ出しルールやマナーが守られ ているごみステーションの割合	79.6% (2014年度)	90.0%										第六次総合計 画	○	-	○	ごみ出しルールやマナーを遵守することにより、衛生的で快適な生活環境 の確保をめざす。	②③⑤
	1人当たりごみ処理費用	13,108円 (2019年度)	11,131円										ごみ処理基本 計画	-	○	○	収集区分の見直しや事業系一般廃棄物の資源化の促進などにより、ごみ処 理費用の削減をめざす。	②③
5	達成 交通の利便に対する満足度	2.53 (2016年度)	2.80										地域公共交通 計画	○	○	○	人と環境にやさしい都市環境（都市基盤）の整備により、満足度の向上を めざす。	①③④ ⑦
	環境基準達成率 (大気・水質・騒音)	12項目中 11項目達成 (2020年度)	項目ごとに100%達成										-	○	○	○	大気・水質・騒音を監視し、良好な生活環境の維持をめざす。市内の中小河川に ついては、独自の基準として「生物化学的酸素要求量(BOD) ^{※3} の75%値 5mg/L 以下」を設定する。	①③⑥
5	個別 ☆市内バスの年間利用者数	5,403千人 (2019年度)	5,415千人										地域公共交通 計画	○	○	○	公共交通の利便性を確保することにより、公共交通の利用者数を維持す る。	②③④ ⑤⑦
	基幹的公共交通の人口カバー率 (居住誘導区域)	65.7% (2010年度)	65.5%以上										立地適正化計 画	○	○	○	居住誘導区域内の人口密度を維持することにより、多様な交通手段が選択できる まちづくりをめざす。※区域外では地域に即した新たな移動手段を導入するなど 持続可能な公共交通サービスを提供する。	②③⑦
	自転車通行空間の整備延長 【累計】	32.1km (2020年度)	53.9km										自転車活用推 進計画	-	-	○	安全で快適な自転車利用環境の整備をめざす。	②③④ ⑦
	汚水処理人口普及率	88.1% (2016年度)	96.1%										第六次総合計 画	○	-	○	計画的な下水道の整備や、合併処理浄化槽の設置などにより、快適で衛生 的な生活環境の確保をめざす。	②③④ ⑥⑦

指標設定の考え方

- ① 環境目標の達成状況を示す指標（達成指標）
- ② 達成指標の実現に向けた具体的な行動や数値の指標（個別指標）
- ③ 課題に対し、進捗管理できる指標（達成・個別指標）
- ④ 市民にとってわかりやすい指標（達成・個別指標）
- ⑤ 市民の努力が反映される指標（達成・個別指標）
- ⑥ 環境負荷低減を確認できる指標（達成・個別指標）
- ⑦ 行政の施策が反映・影響される指標（達成・個別指標）

※1 2021年に国が示した温室効果ガスの削減目標。

※2 2022年度に改定予定の春日井市地球温暖化対策実行計画における削減目標の方向性。

※3 生物化学的酸素要求量(BOD)：河川や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと。（単位は一般的にmg/Lで表し、この数値が大きいくほど、水が汚れていることを意味する。）

2 春日井市環境基本条例

平成 13 年 9 月 28 日

条例第 33 号

私たちのまち春日井は、快適で文化的な質の高い生活を営むことができるようまちづくりを進め、名古屋圏を代表する生活都市として着実な歩みを重ねてきた。今日までこのまちを育ててきた先人たちの歩みは、私たちにとってかけがえのない資産であり、誇りである。

しかしながら、都市化の進展は、農地や森林などの自然を減少させ、今日的大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、私たちの暮らしに便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で、環境への負荷を増大させ、生物の生存基盤である地球環境にも重大な影響を及ぼしている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

私たちは、今日の環境問題の多くが日常生活や事業活動に起因し、環境に与える影響が重大であることを認識した上で、環境への負荷を低減し、持続可能な社会を構築していかなければならない。

このような認識のもと、私たちは、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を果たし協働することにより、恵み豊かな環境を保全し、より良い環境を創造する環境都市春日井を実現するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざして、市民、事業者及び市の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域における日常生活及び事業活動が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び発生する廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、自ら行う事業の実施に当たっては、積極的に環境への負荷の低減に努めなければならない。

(施策の策定等に係る指針)

第6条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、身近な緑、優れた景観等の保全及び創造、歴史的文化的資源の活用等により、地域の個性を生かした快適な環境を創造すること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、地球温暖化の防止等地球環境保全に貢献すること。

(5) 人と環境との関わりについて理解と認識を深め、自覚を持って責任ある行動をとることができるよう、環境教育、学習等を推進すること。

(6) 市民、事業者及び市の協働によるまちづくりを推進すること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境の保全等に関する施策の基本的な方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の作成及び公表)

第 8 条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施した施策の状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(規制の措置)

第 9 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民等の参加及び自発的活動の促進)

第 10 条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するに当たっては、市民等の参加が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 11 条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

(環境審議会)

第 12 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、春日井市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要な事項

3 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 優れた識見を有する者

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する

(平 14 条例 10・一部改正)

(春日井市生活環境の保全、確保に関する基本条例の廃止)

2 春日井市生活環境の保全、確保に関する基本条例（昭和 48 年春日井市条例第 3 号）は、廃止する。

附 則（平成 14 年条例第 10 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

3 環境都市宣言

平成 13 年 9 月 28 日

告示第 105 号

私たちのまち春日井は、緑豊かな東部丘陵やさわやかな風を運ぶ庄内川に抱かれて、良好な住環境を整備するなど、自然とまちが調和したまちづくりを進めてきました。

しかしながら、都市化の進展は、農地や森林などの自然を減少させ、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、私たちの暮らしに便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で、環境への負荷を増大させ、生物の生存基盤である地球環境にも重大な影響を及ぼしています。

21 世紀を迎えた今、私たちは、誰もが愛すべきふるさととして誇れるようなまちづくりを進めていかなければなりません。

都市に豊かな自然が感じられ、人と人との新たな交流が生まれ、安心して暮らせるまちを意味する「みろくの森から道風の里まで 蛙の合唱消えぬ道 暮らしと出会いを大切にすまち」を共通の想いとし、市民、事業者及び市が一体となって、環境都市春日井の実現をめざすことを、ここに宣言します。

- 1 私たちは、地球市民としての自覚を持ちまちづくりに参加します
- 1 私たちは、身近な自然環境を守り郷土の歴史と文化を大切にします
- 1 私たちは、持続可能な社会をめざすまち春日井を次の世代に引き継ぎます

4 計画策定経過

春日井市環境審議会

春日井市環境審議会の開催経過

年度	回	開催日	主な議題
2020	1	7月16日	・環境基本計画の策定について
	2	12月21日	・環境基本計画策定に向けた整理 ・生物多様性地域戦略について
	3	2月16日	・環境基本計画骨子案について
2021	1	7月28日	・環境基本計画全体構成案について
	2	10月11日	・環境基本計画中間案について
	3	1月7日	・市民意見公募結果について ・環境基本計画最終案について

市民意見公募（パブリックコメント）

募集期間：2021年11月15日から12月14日まで

募集結果：1名 2件

春日井市環境審議会委員

役職名	氏名	所属
会長	二宮 善彦	中部大学教授
副会長	山羽 基	中部大学教授
委員	趙 偉	中部大学教授
	橋本 啓史	名城大学准教授
	内藤 修久	中部電力パワーグリッド株式会社 春日井営業所所長（～2021年6月）
	菱川 一馬	中部電力パワーグリッド株式会社 春日井営業所所長（2021年7月～）
	湯浅 正信	王子製紙株式会社 春日井工場 環境管理室室長
	小笠原 京子	春日井商工会議所 女性会副会長
	二宮 久夫	かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議会長
	榊原 仁	公募委員
	加藤 美奈子	公募委員

春日井市自然環境保全専門委員会

春日井市自然環境保全専門委員会の開催経過

年度	回	開催日	主な議題
2020	1	11月30日	・生物多様性地域戦略の策定について
	2	1月27日	・春日井市の自然環境における地域特性について ・生物多様性地域戦略骨子案について
2021	1	7月5日	・生物多様性地域戦略の構成について
	2	9月14日 (書面開催)	・生物多様性地域戦略(環境基本計画中間案第4章)について

春日井市自然環境保全専門委員会委員

役職名	氏名	所属
会長	矢部 隆	愛知学泉大学教授
委員	橋本 啓史	名城大学准教授
	上野 薫	中部大学准教授
	篠田 陽作	名古屋経営短期大学講師
	二宮 久夫	かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議会長
	弘中 常夫	春日井市自然環境保全活動推進員運営会議会長
	高橋 匡司	かすがい東部丘陵自然観察会会長

春日井市環境基本計画 2022-2030

2022年（令和4年）3月

発行 春日井市

編集 環境部環境政策課

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 0568-85-6216

E-mail kansei@city.kasugai.lg.jp

KASUGAI CITY

春日井市
環境基本計画

2022-2030